懲戒処分公表の基準

１．目的

この基準は、任命権者が地方公務員法第２９条（昭和２５年法律第２６１号）の規定に基づく懲戒処分を行った場合における市政の透明性を高めるとともに全職員に対し公務員としての自覚を喚起し、不祥事の再発防止を図るために行う懲戒処分公表の基準を示すものである。

２．公表する懲戒処分

次に掲げる懲戒処分について公表の対象とする。

①職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分

②職務に関連しない行為に係る懲戒処分であって、その処分が免職又は停職であるもの

３．公表する内容

公表する内容は、原則として次のとおりとするが、個人が識別されないように配慮するものとする。ただし、社会的反響が極めて大きいと判断される不祥事に係る懲戒処分については、被処分者の氏名等を公表することができる。

①被処分者の所属部名、補職名及び年齢

②懲戒処分の内容

③懲戒処分の理由

④懲戒処分年月日

４．公表の例外

任命権者が懲戒処分を公表しようとする場合において、職員の非違行為に係る被害者のプライバシー等の配慮が必要な事案で、次に掲げる事情がある場合は、第２の規定に関わらず、公表内容の全部又は一部を公表しないことができる。

①当該被害者が処分内容の公表を望まないとき。

②公表することにより被害者が特定されるおそれのあるとき。

③その他職員の非違行為に係る事案の関係者に特に配慮する必要があると認められるとき。

５．公表の方法

①社会的反響が極めて大きいと判断される不祥事に係る懲戒処分については、任命権者において当該処分が決定された後、速やかに公表するものとする。原

則として、報道機関への資料提供及び佐倉市ホームページへの掲載により行うものとする。
②前号以外の懲戒処分については、一定期間ごとに一括して公表するものとし、公表の方法は、前号の例による。

６．基準の適用

この基準は、平成１６年１０月１日から適用する。